

外国税額控除額の計算書

被相続人

第8表（令和6年1月分以降用）

1 外国税額控除

この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税			③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額 取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)	② 税額						
		..				円		円	円
		..							
		..							
		..							
		..							
		..							

(注) 1 ⑤欄は、在外財産（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産を含みます。）の価額からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
なお、在外財産が令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産である場合のその在外財産の価額は、その贈与を受けた年と同一年中に被相続人である特定贈与者から贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額の合計額からその年分の相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額が限度となります。

2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。

3 各人の⑧欄の金額を第8表1のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額

この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①		円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑩×第3表の各農業相続人の⑫の金額)	②			
納上税の 猶予税額 控除の 計算額	税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑮+⑰の金額)	③		
	第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑩×第3表の各農業相続人の⑫の金額)	⑤		
	(③－(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②－⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦		00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8表7の⑩欄の金額を第8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。

2 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「①+②－⑥」の金額が修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において第12表に記入した特例農地等に限りです。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超えることができます。

この計算書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「特例措置」の適用を受ける場合に記入します。非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合には、この計算書ではなく第8の2表に記入してください。

特例株式等納税猶予税額の計算書（特例措置用）

この計算書は、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「特例措置」の適用を受ける場合に納税猶予税額（特例株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 (注) 1 特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表）において「特例経営承継人」と表記しています。 2 非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合には第8の2表を使用してください。		被相続人 特例経営承継人 {特例経営承継相続人等・ 特例経営相続承継受贈者}
私は、第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」又は第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式(出資)のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項、同法第70条の7の8第1項)の適用を受けます。		
1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算		
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		
① 特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額		円
② 特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）		
③ 特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その特例経営承継人の第1表の(①+②)（又は第3表の①欄）の金額）		
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）		
⑤ 特定価額（①-④）(1,000円未満切捨て)（赤字の場合は0）		,000
⑥ 特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例経営承継人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）		,000
⑦ 基礎控除額（第2表の㉔欄の金額）		,000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）		,000
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算		
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩) ⑫相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「連算表」で計算します。)
		円 円
		,000 ,000
		,000 ,000
		,000 ,000
		,000 ,000
		,000 ,000
		,000 ,000
		,000 ,000
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額（⑫の合計額） 00
(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑥欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。 2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。		
2 特例株式等納税猶予税額の計算		
①（特例経営承継人の第1表の(⑬+⑭-⑮)）の金額		円
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑤／1の(⑤+⑥)）		
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）		
a（②+③-特例経営承継人の第1表の⑮）の金額（赤字の場合は0）		
b 特例経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の(⑨（又は⑩）+⑪-⑫)）（赤字の場合は0）		
④（①+a-b）の金額（赤字の場合は0）		
⑤（a-④）の金額（赤字の場合は0）		
⑥ 特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額（注2参照）		
イ（会社名）	に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×イの株式等に係る価額／1の①）(100円未満切捨て)	00
ロ（会社名）	に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ロの株式等に係る価額／1の①）(100円未満切捨て)	00
ハ（会社名）	に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ハの株式等に係る価額／1の①）(100円未満切捨て)	00
⑦ 特例株式等納税猶予税額（⑤の金額（100円未満切捨て）（又は⑥の金額の合計額））（注3参照）		A 00
(注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。 2 ⑥欄について、特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑥欄の記入は行わず、⑤欄の金額を⑦欄のA欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 3 ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の第8の8表2の「特例株式等納税猶予税額③」欄に転記します。なお、特例経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、第8の7表の⑩欄の金額を特例経営承継人の第8の8表2の「特例株式等納税猶予税額③」欄に転記します。 4 この申告が修正申告である場合の⑤欄に記入する金額は、⑤欄の「a-④」の金額が修正前の当該金額を超える場合には、当該修正前の金額にとどめます（⑥及び⑦欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に限ります。）の評価額又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑤欄の金額は、当該修正前の金額を超えることができます。		
※税務署整理欄	入力	確認

第8の2の2表（令6.7）

特例経営承継人が2人以上いる場合には、特例経営承継人ごとにこの計算書を作成します。

第8の2の2表（令和5年1月分以降用）

※の項目は記入する必要がありません。

この明細書は特例対象非上場株式等に係る会社1社ごとに作成します。なお、その会社に係る特例経営承継相続人等が2人以上いる場合には、特例経営承継相続人等ごとに作成します。

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6）」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人	
特例経営承継相続人等	

1 特例対象非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑧ 特例承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年	月	日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（ 署 ）		確認年月日	年	月	日
③ 事業種目			確認番号			
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑨ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年	月	日
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円		認定番号			
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無		有		無
⑦ 相続開始の日から5か月後における特例経営承継相続人等の役職名						

2 特例対象非上場株式等の明細

① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円	④ 1株(口・円)当たりの価額（裏面の2(2)参照）	円	⑤ 価額（③×④）	円
								A	

3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第16項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4（1）」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4（2）」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{②}{③}$ ）						%	

上記の明細の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

所在地 _____
会社名 _____
代表者氏名 _____

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
---------	---------	---	----	----	--	--	--

1の税額控除又は2の納税猶予の適用を受けない人は記入を要しません。

この内訳書は、1の税額控除又は2の納税猶予の適用を受ける人がいる場合に作成します(相続税の納税猶予等の適用を受ける場合に作成する申告書については、75ページの(3)をご確認ください。)。この内訳書で計算した合計欄の金額を第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」及び「納税猶予税額⑳」欄に転記します。
(注) この記載例では「税務幸子」の記載を省略しています。

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

F D 3 5 7 2

(単位は円)

被 相 続 人

国税 太郎

1 税額控除額

この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。

		(氏 名) 国税 花子										(氏 名) 国税 一郎									
※ 整 理 番 号																					
未 成 年 者 控 除 額 (第6表1②、③又は⑥)	①																				
障 害 者 控 除 額 (第6表2②、③又は⑥)	②																				
相 次 相 続 控 除 額 (第7表⑬又は⑭)	③									2	1	7	2	0	4						
外 国 税 額 控 除 額 (第8表1⑧)	④																				
合 計 (①+②+③+④)	⑤									2	1	7	2	0	4						

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。

(単位は円)

2 納税猶予税額

この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。

- 農地等についての納税猶予及び免除等(租税特別措置法第70条の6第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項)
- 山林についての納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の6の6第1項)
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の12第1項)
- 特定の美術品についての納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の6の7第1項)
- 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の6の10第1項)

		(氏 名)										(氏 名)									
※ 整 理 番 号																					
農 地 等 納 税 猶 予 税 額 (第8表2⑦)	①																				
株 式 等 納 税 猶 予 税 額 (第8の2表2A)	②																				
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③																				
山 林 納 税 猶 予 税 額 (第8の3表2⑧)	④																				
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤																				
美 術 品 納 税 猶 予 税 額 (第8の5表2A)	⑥																				
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦																				
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧																				

(注) 1 上記①～⑦の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。

2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。

※税務署整理欄 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号

(資4-20-9-16-A4統一) 第8の8表 (令6.7)

生命保険金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第9表 (令和6年1月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	6・7・5	29,629,483 ^円	国税 一郎
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	6・7・5	5,000,000	国税 一郎
千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険(相)	6・7・12	10,000,000	国税 一郎
中央区〇〇2丁目×番	△△生命保険(相)	6・8・2	20,000,000	税務 幸子
中央区〇〇1丁目×番	(株)〇〇生命保険	6・9・6	10,768,125	税務 幸子

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の〕 法定相続人の数 (500万円× 3人 により計算した金額を右の④に記入します。)		④ 円
			15,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 ($\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{⑤}}$)	③ 課税金額 (①-②)
国税 一郎	44,629,483 ^円	8,878,826 ^円	35,750,657 ^円
税務 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951
合 計	⑤ 75,397,608	15,000,000	60,397,608

(注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(令6.7)

(資4-20-10-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

退職手当金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第10表（令和6年1月分以降用）

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	6・7・5	退職金	円 40,000,000	国税 花子
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	6・7・5	功労金	5,000,000	国税 花子
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の(A)の〕 法定相続人の数 (500万円× 3人 により計算した金額を右の(A)に記入します。)		(A) 円
			15,000,000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 各人の① $(A \times \frac{\text{各人の①}}{B})$	③ 課税金額 (①-②)
国税 花子	円 45,000,000	円 15,000,000	円 30,000,000
合 計	B 45,000,000	15,000,000	30,000,000

(注) 1 Bの金額がAの金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(令6.7)

(資4-20-11-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

遺産の分割の状況に応じて、該当する番号を記入してください。

遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、分割の日を記入してください。

相続税がかかる財産の合計表

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人の氏名

国税 太郎

この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を記入します。
なお、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。以下同じです。)の明細については、財産の種類に応じて第11表の付表1から付表4に記入してください。
(注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。

1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧

遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。

遺産の分割状況		分割の日	全部分割				一部分割			
			元号	年	月	日	元号	年	月	日
1: 全部分割 2: 一部分割 3: 全部未分割	1		令和	6	8	16				

財産取得者の一覧			
項番	財産を取得した人の氏名	項番	財産を取得した人の氏名
1	国税 花子		
2	国税 一郎		
3	税務 幸子		

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。
2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。

2 取得財産の価額の合計表

財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額(円)	② 未分割財産の価額(円)	③ 取得財産の価額(円) (①+②)
1	256,646,350	0	256,646,350
2	129,067,118	0	129,067,118
3	112,678,683	0	112,678,683

(注) 1 「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。
2 「①分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。
3 「②未分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとして場合に計算される金額を記入します。
4 「③取得財産の価額」欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

第11表 (令和6年1月分以降用)

第11表の付表1～4(96～103ページ)の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。

第11表の付表1～4(96～103ページ)の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとして場合に計算される金額を記入します。

各欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

「持分割合」欄は、被相続人が有していた持分割合を記入してください（被相続人が単独で所有していた財産については、この欄の記入は必要ありません。）。

相続税がかかる財産の明細書

(土地・家屋等用)

被相続人の氏名

国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上に存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を記入します。

財		産		明		細		分割が確定した財産	
項番	→ 細 目		所在場所		面積(㎡)	単価(円)又は倍数		財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	利用区分	国外			固定資産税評価額(円)	持分割合			
	→ 特例		備考	価 額(円)					
1	宅地		埼玉県	春日部市	165.00			1	6,435,000
	自用地 (居住用)		〇〇〇3丁目			/		2	6,435,000
	1		5番16号		12,870,000				
2	宅地		埼玉県	春日部市	150.00			1	30,810,000
	貸家建付地		〇〇〇3丁目			/			
	1		5番17号		30,810,000				
3	宅地		東京都	文京区	150.00	236,340		1	35,451,000
	貸家建付地		〇〇1丁目			/			
			3番5号		35,451,000				
4	宅地		埼玉県	春日部市	150.00	280,000		1	28,000,000
	自用地 (未利用地)		〇〇〇2丁目			/		3	14,000,000
			3番4号		42,000,000				
5	宅地		埼玉県	春日部市	1,125.00	285,360		3	10,272,960
	貸家建付地		〇〇1丁目			/			
		6,144/192,000	1番		10,272,960				
6	山林		〇〇県	〇〇郡〇〇町	30,000.00	15		2	3,617,100
	普通山林		〇〇		241,140	/			
			13番2		3,617,100				
7	家屋等		埼玉県	春日部市	120.00	1.0		1	3,874,960
	自家用屋 (鉄コ2・居宅)		〇〇〇3丁目		3,874,960	/			
			5番16号		3,874,960				
8	家屋等		埼玉県	春日部市	93.00	0.7		1	2,372,489
	貸家 (鉄コ2・店舗)		〇〇〇3丁目		3,389,270	/			
			5番17号		2,372,489				

第11表の付表1 (令和6年1月分以降用)

第11表の付表1 (令6.7)

(資4-20-12-1-1-A4統一)

「特例」欄は、取得した財産について特例を適用する場合に、適用する特例に応じて、次ページの「特例コード表」の該当する番号を記入してください。

取得した財産が区分所有財産である場合は、「備考」欄にその区分所有財産に係る敷地利用権(敷地権)の割合を記入してください。

「財産を取得した人の番号」欄は、財産を取得した人に対応する第 11 表（95 ページ参照）の「1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

相続税がかかる財産の明細書
(土地・家屋等用)

被相続人の氏名					国税 太郎	
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上に存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を記入します。						
項 番	財 産 の 明 細		分割が確定した財産		財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	細 目	所在場所	面積(㎡)	単価(円)又は倍数		
	利用区分	国外	固定資産税評価額(円)	持分割合		
	特例	備考	価 額 (円)			
9	家屋等	東京都 文京区	184.50	0.7	1	5,983,601
	貸家 (鉄コ3・店舗)	〇〇1丁目	8,548,002	/		
		3番5号	5,983,601			
10	家屋等	埼玉県 春日部市	72.50	0.9744	3	10,328,640
	貸家 (鉄コ10・居宅)	〇〇1丁目	10,600,000	/		
		1番(101号)	10,328,640			

「居住用の区分所有財産」(15 ページ参照)については、区分所有補正率を掛けた値を記入してください。

第11表の付表1(令和6年1月分以降用)

《取得した財産の細目、利用区分の記載要領》

種 類	細 目	利 用 区 分
土 地	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	
	宅 地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別
	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	そ の 他 の 土	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋 等		家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権などの家屋の上に存する権利についてはその名称

《特例コード表》

番 号	特 例
1	租税特別措置法第 69 条の 4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例））
2	租税特別措置法第 69 条の 5（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例））
3	租税特別措置法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条（（相続税又は贈与税の計算））

(注) 上記以外の特例を適用する場合は、当該特例の条文番号等を直接「特例」欄に記入してください
(例：●●法第●条)。

各欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した有価証券の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。
なお、取得した有価証券のうち、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に設けられた口座において管理されていたものについては、この欄の記入は必要ありません。

相続税がかかる財産の明細書				被相続人の氏名		国税 太郎	
(有 価 証 券 用)							
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、有価証券の明細を記入します。							
財 産 の			明 細		分 割 が 確 定 し た 財 産		
→ 細 目			数量(株・口・円)		為 替 (円)		
→ 銘 柄			上段：金融商品取引業者等の名称		単 価		
→ 特例			中段：支店等の名称		価 額 (円)		
備考			下段：その他(発行法人の所在地等)		取得財産の価額(円)		
1	特定同族会社の株式 (配当還元方式)		1,000		1	50,000	
	(株)〇〇			50円			
		春日部市〇〇3丁目×番×号		50,000			
2	特定同族会社の株式 (その他の方式)		5,000		1	69,000,000	
	〇〇商事(株)			13,800円			
		文京区〇〇1丁目3番5号		69,000,000			
3	上記以外の株式	△△証券	10,000		1	7,830,000	
	〇〇建設(株)	春日部支店		783円			
				7,830,000			
4	上記以外の株式	△△証券	5,000		2	3,595,000	
	〇〇石油(株)	春日部支店		719円			
				3,595,000			
5	上記以外の株式	△△証券	10,000		2	5,560,000	
	〇〇電鉄(株)	春日部支店		556円			
				5,560,000			
6	上記以外の株式	△△証券	1,000	150.00	3	14,100,000	
	〇〇Company Inc.	春日部支店		\$ 94			
				14,100,000			
7	公債	△△証券			3	3,158,700	
	10年利付国債 第×××回	春日部支店					
				3,158,700			
8	社債	△△証券			3	3,432,000	
	一般事業債〇〇 第×回第×号	春日部支店					
				3,432,000			

第11表の付表2 (令和6年1月分以降用)

第11表の付表2 (令6.7)

(資4-20-12-1-2-A4統一)

「特例」欄は、取得した財産について特例を適用する場合に、適用する特例に応じて、前ページの「特例コード表」の該当する番号を記入してください。

相続税がかかる財産の明細書

(有価証券用)

被相続人の氏名

国税 太郎

第11表の付表2 (令和6年1月分以降用)

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、有価証券の明細を記入します。

財 産 の 明 細					分 割 が 確 定 し た 財 産		
項 番	細 目		所在場所等 上段：金融商品取引業者等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(発行法人の所在地等)	数量(株・口・円)	為 替 (円)	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	銘 柄	国 外		単 価			
	特 例	備 考		価 額 (円)			
9	証券投資信託の 受益証券		△△証券	200		3	1,662,000
	〇〇投資 〇〇ファンド		春日部支店	8,310円			
				1,662,000			
10	貸付信託の受益証券		〇〇信託銀行			2	5,240,700
	〇〇信託銀行 貸付信託〇号〇回		△△支店				
				5,240,700			

《取得した財産の細目、銘柄の記載要領》

種 類	細 目		銘 柄
有 価 証 券	特定同族会社 ^(注) の株式、出資	配当還元方式によったもの	その銘柄
		その他の方式によったもの	
	上 記 以 外 の 株 式 、 出 資		
	公 債 、 社 債		
	証 券 投 資 信 託 、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券		

(注) 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者(相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。)の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

「口座種別等」欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の口座種別等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した預貯金等の預け入れをしていた営業所又は事業所の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

相続税がかかる財産の明細書 (現金・預貯金等用)					被相続人の氏名	国税 太郎		
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。								
財 産			の 明 細		分 割 が 確 定 し た 財 産			
項 番	→ 口座種別等		所在場所等 上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(所在地等)	数 量	単 価 (円)	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)	
	口座番号	国外		価 額 (円)				
		備 考						
1	現金					1	450,000	
			春日部市〇〇〇3丁目5番16号	450,000				
2	普通預金		〇〇銀行			1	2,344,900	
	1234567		〇〇支店					
				2,344,900				
3	定期預金		〇〇銀行			2	38,113,910	
	2345678		〇〇支店					
				38,113,910				
4	定期預金		〇〇銀行			1	21,609,700	
	3456789		〇〇支店					
				21,609,700				
5	普通預金		××銀行			2	3,676,701	
	4567890		××支店					
				3,676,701				
6	定期預金		××銀行			3	28,577,432	
	5678901		××支店					
				28,577,432				
7	普通預金		△△銀行			3	2,500,000	
	6789012		△△支店					
				2,500,000				
		→ 税務幸子 名義						
8	普通預金		Bank of 〇〇	\$ 14,560	150.00	1	2,184,000	
	7890123	1	×× Branch					
				2,184,000				

第11表の付表3 (令和6年1月分以降用)

第11表の付表3 (令6.7)

(資4-20-12-1-3-A4統一)

家族名義の財産(3ページ参照)を記入する場合は、「備考」欄にその財産の名義を記入します。

《取得した財産の口座種別等の記載要領》

種 類	細 目	口 座 種 別 等
現 金 、 預 貯 金 等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別

Q&A 1つの財産を4人以上で共有して取得する場合の記入方法は？

問： 相続財産の土地を相続人4人でそれぞれ4分の1の割合で共有で取得しました。
この場合、申告書第11表の付表1の各欄はどのように記入しますか。

答： 1つの財産を4人以上で共有で取得した場合は、次のように記入してください。
※ 2行目以降の「項番」、「財産を取得した人の番号」及び「取得財産の価額」欄以外の欄
の記入は必要ありません。

(記入例)

財 産 の 明 細						分 割 が 確 定 し た 財 産			
項番	細目		所在場所 上段：(左) 都道府県、(右) 市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号		面積 (㎡)	単価 (円) 又は倍数		財産を取得した人の番号	取得財産の価額 (円)
	利用区分	国外			固定資産税評価額(円)	持分割合			
	特例	備考	価額 (円)						
1	宅地		〇〇県	△△市	123.45	100,000		1	3,086,250
	自用地 (居住用)		□□1丁目				/	2	3,086,250
			2 番 3 号		12,345,000			3	3,086,250
1								4	3,086,250
							/		
							/		

各欄の記入に当たっては、次ページの「取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領」によります。

「国外」欄は、取得した財産の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

相続税がかかる財産の明細書

(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)

被相続人の氏名

国税 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。

財 産 の			明 細		分 割 が 確 定 し た 財 産	
項 番	→ 細 目		↓ 財産の名称等		財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	→ 特 例	国外	単 価 (円)			
			価 額 (円)			
備 考		財産の所在場所等				
1	家庭用財産		家具等一式		1	2,500,000
	春日部市〇〇〇3丁目5番16号		2,500,000			
2	生命保険金等				2	35,750,657
			35,750,657			
3	生命保険金等				3	24,646,951
			24,646,951			
4	退職手当金等				1	30,000,000
			30,000,000			
5	立木		ひのき 65年生		2	2,578,050
	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇13番2		2,578,050			
6	その他		ゴルフ会員権 (〇〇カントリークラブ)		2	24,500,000
	春日部市〇〇〇3丁目5番16号		24,500,000			
7	その他		未収家賃 (〇〇商事(株))		1	538,350
	文京区〇〇1丁目3番5号		538,350			
8	その他		絵画 (〇〇作××)		1	7,212,350
	春日部市〇〇〇3丁目5番16号		7,212,350			

相 遺 木 価 評 な で と な 林 受 時 で 第 表 入

第11表の付表4 (令和6年1月分以降用)

相続人及び包括受遺者の取得した立木については、時価の85%相当額で評価することとなっていますので、この欄に「0.85」と記入します。
なお、「特定計画山林の特例」の適用を受ける場合には、時価の85%相当額で評価した価額を第11・11の2表の付表4の1の①に記入します。

第11表の付表4 (令6.7)

(資4-20-12-1-4-A4統一)

「特例」欄は、取得した財産について特例を適用する場合に、適用する特例に応じて、97ページの「特例コード表」の該当する番号を記入してください。

